

令和 8 年 4 月 14 日

◎金岡委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

◎金岡委員長 本日からのは委員会は、「令和 8 年度業務概要について」であります。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎金岡委員長 御異議なしと認めます。

《総合企画部》

◎金岡委員長 それでは、日程に従い、総合企画部の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(部長以下幹部職員自己紹介)

◎金岡委員長 それでは最初に、部長の総括説明を受けることにいたします。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎金岡委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

〈政策企画課〉

◎金岡委員長 最初に、政策企画課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

(な し)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈元気な未来創造課〉

◎金岡委員長 次に、元気な未来創造課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 一つは、人口減少対策総合交付金のところなんですけれども、この 4 S プロジェクトの重点配分という考え方のことをもうちょっと詳しくお聞きしたくて、県との 4 つの項目に基づく協議の場に参加するという、その協議の場というのは、それぞれ具体的に、例えば、消防広域化ならこれ、高校の振興と再編ならこれという場が、具体的に示されているものなのでしょうか。

◎池元気な未来創造課長 具体的に、例えば、消防広域化で申しますと実施計画の策定に

向けた任意の協議会でありますとか、地域公共交通の場合は、各ブロックごとのワーキンググループといった形で具体を示して、その協議会に参加することを条件に、配分する形をとっております。

◎塚地委員 一般的に考えて、消防広域化以外の3つの協議会は、参加を呼びかけられて、対応として、それに参加しませんなどということが想定されているものなんではないでしょうか。

◎池元 元気な未来創造課長 今のところ、どの市町村も参加をしていただく形で御意向は聞いておりますので、実質的に減になったりということはないと見込んでおります。

◎塚地委員 逆に言うと、こう書かれると参加せざるを得ない状況になるとも受け取れることで、私どももこれについては、今後、状況を見たいと思いますけれども。市町村の方から見て、対等な関係性というのが本来の姿だと思うので、ここはやっぱり、市町村の声なき声にもちゃんと耳を傾けていただいて、こういうやり方がいいのかという声は漏れ聞こえてもきてますので、ぜひ重々注意をして対応していただきたいと要望しておきたいと思います。

◎坂本委員 関連ですが、消防広域化の任意協の問題、あるいは、地域公共交通のブロック別ワーキンググループとか幾つかある中で、例えば、さっき触れられた消防広域の任意協には参加せんけれども、公共交通には参加している場合には、減額があるということか。ここに書かれてある4S重点プロジェクト全ての協議の場に参加しておかなければならないのか、どれか1つでも参加していればいいのかとか、そこら辺はどうですか。

◎池元 元気な未来創造課長 今の制度のたてりとしましては、一つ一つについて、任意協議会でありますとか、そういった場の参加に応じまして加算をしていく形にしておりますので、例えば、4つであれば100%になりますし、1つだけであれば25%と、ざっくり言うとそういうイメージです。

◎坂本委員 それともう一つは、年度当初に参加している団体に配分するのか、あるいは、年度末に1年間通して参加したから配分しますという形なのか、どうなんですか。

◎池元 元気な未来創造課長 これは、年度当初というよりも、一定その協議が進んで来た段階といいますか、夏頃、秋頃にかけまして、状況を確認した上で、年内には加算をしたいと考えております。

◎坂本委員 最後です。もう一つは、例えば、消防でいくと1年間任意協議会で議論されて、来年度は法定協に移行すると。けど、法定協に移行する段階では、もう参加をようしませんという形になったら、この任意協で参加した分については、実績として認めると。それを返還してくださいとかいうことはないという捉え方でいいですか。

◎池元 元気な未来創造課長 今のところ、秋頃をめどに参加状況を見て、加算をしたいと思っておりますので、来年度の動きについてはまた別途、制度も含めて議論をしたいと思えます。

◎坂本委員 先ほど塚地委員も言われたんですけど、知事も2月定例会で、やっぱり県が進めようとしてる施策に対して、ベクトルを同じ方向に向いてもらうんだということを言われてたんですけども。そのベクトルを同じ方向に向ける課題と向けない課題は、やっぱり地域の実情に応じて違うだろうと思うので、そこら辺りは慎重な対応をお願いしておきたいと思います。

◎濱田理事（人口減少・中山間担当） 私も4月に着任しまして2月議会の本会議、あるいは委員会のやり取りを改めて確認しました。様々な御意見があることも承知もしております。来週から順次、県内34の市町村全て、回ることにしておりますので、その場で改めて御説明し、市町村側の理解を求めていく対応をとっていきたいと思っています。

◎坂本委員 それを言われると、理解の求め方が強制にならないように、十分、市町村の意向を踏まえて、説明をしてあげていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎濱田理事（人口減少・中山間担当） 承知いたしました。

◎浜口委員 この4Sプロジェクトは各それぞれ所管課があると思うんですけども、こちらの元気な未来創造課は、調整をされるだけなのか、その辺ちょっと曖昧な感じもするんですけども、役割分担を教えてくださいませんか。

◎池元気な未来創造課長 基本的には、それぞれの4Sプロジェクトの重点につきましては、各部局が責任を持って管理をするというたてりにしておりまして、うちとしましては、それぞれの進捗状況を都度都度確認して、場合によってはどうなっちゃうとか、進んでないところは確認をしつつ、先へ進めるようにということも考えておりますが、基本的には取りまとめ、調整をする役割だと考えております。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、元気な未来創造課を終わります。

〈秘書課〉

◎金岡委員長 次に、秘書課を行います。

（執行部の説明）

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎西森（雅）委員 県参与の中立性・公平性確保のための指針についてですけども、2月議会の総務委員会で私が、法律的には大丈夫でも、やっぱり一定の参与としての行動基準を明確にしておくべきではないかと提案をしたところでもありました。それを踏まえてこういう形で早速指針を示されたことにつきまして評価をしたいと思います。ここにもありますけれども、参与については公務執行における中立性・公平性について県民から疑念を抱かれる行為、こういうことを慎む、節度をもって対応するということで、しっかりと公務員としての職務を遂行していただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎坂本委員 関連で、一つは、前年度に比べて400万円ほど秘書課の旅費が増額されているんですけども、それは旅費そのものが、単価が上がっていることもあると思うんですけども、参与の旅費がどれぐらい計上されているのか。

◎寺村参事兼秘書課長 参与の旅費につきましては、現在300万円ほど計上をしております。これは予算の段階で、当時、12月ぐらいに実績を機械的に計算をしたもので、実際には、最終的にこの1、2、3月の実績を踏まえますと、そこまではかからないんじゃないかと思いますが、一応予算は計上しております。

あと、これは知事、副知事の旅費が足らなくなった場合に、そちらを使わせていただくかと思ひまして、計上しております。

◎坂本委員 増額分400万円のうち300万円が参与分というたら、秘書課の出張旅費に占める割合が相当多い。参与のXでは、やっぱり県外の企業にふるさと納税のこととか含めて、出張されているケースが多いんですけども、参与の場合は復命書は書くようになっていきますか。

◎寺村参事兼秘書課長 参与の場合は、直接復命書は書いておりませんが、出張等で実際に行った企業とどんな話をしたかの実績については、知事、副知事に御報告をいただく機会を設けております。

◎坂本委員 県の職員の場合、復命書は、一般職員だけでなく、特別職には必要ないんですか。

◎寺村参事兼秘書課長 特別職の場合にどうかまで確認はしておりません。なお、また確認をしておきます。

◎坂本委員 もし、特別職について復命書が免除されていないのであれば、きちんと復命書は書いていただいて、なおかつ、公開の対象にもなってくる部分もあると思いますけれども。ただ、よく言われる、水面下で接している企業が明らかになることがどうなのかという問題もあるかと思いますので、その辺は、場合によっては黒塗りということもあるかもしれませんけれども。そこところはやっぱり、ここで書かれてある中立性・公平性の確保のための指針でありますけれども、そこには県の職員としてのサービスの部分も、特別職ではあっても、この部分は、きちんと一般職と同等のサービスになるとかいうことがあれば、そこは公平性を保っておく必要があるのではないかと思いますので、その辺についても検討をしておいていただきたいなと思います。

◎岡田（芳）委員 こういう指針を設けるのは、当然のことだと思います。県民の目線から見て、参与がどういう仕事をされているのかと、どういう基準に基づいて、指針に基づいて活動されているのかを明確にするのは当然だと思います。ただ、この文面、文書の中で、勤務時間中はとか、節度を持ってとか、誰がどういう基準で判断するのかが、いま一つ分からない部分があるんですよ。そして、加えて言えば、疑念を持たれた場合にはどう

するのか、どう対応するのかについてお聞きをしたいと思います。

◎寺村参事兼秘書課長 疑念は具体的にどこまでの疑念なのかがあると思うんですけども、その疑念の行為が具体的な行為として、こういうものに疑念を持たれているというものがはっきりするのであれば、それに対してきちんと説明をしていくことが重要だと考えております。

また、節度を持ってというのがなかなか具体的に、もう個々の行動の箸の上げ下ろしまでなかなか縛ることはできませんので、その場合は、その都度、知事、副知事と参与がしっかりと協議をしながら進めていくことが重要だと考えております。

◎岡田（芳）委員 そこはしっかり県民に対する説明が必要だと思います。

それから、県民から見て参与の動きが今勤務時間中なのか、そうではない時間なのかも分かりにくいと思うんです。そういう点では、そこをどう県民に対して説明されるんですか。

◎寺村参事兼秘書課長 県庁の一般の職員の場合は、8時半から17時15分までが勤務時間なので、分かりやすいこともあるんですけども。ほかにも変則の勤務時間の職員もいらっしゃると思います。そうした中で、これは勤務時間なのかなという疑念を持たれる場合には、お問合せいただければ、それは、現在は勤務時間なのかどうなのか、明らかにきちんと説明していくべきだと考えております。

また、参与の勤務時間は、現在は週3日、実際は週3日程度ということで、週の中で23時間15分の時間を決めております。ただその中で、例えば、月水金とか決めればいいんですけども、相手方がいることで、アポ状況によっては、どうしても火曜日に行かないかんとか、木曜日の午前中だけに行かないかんとかもありますので、そこは柔軟にできるようにして、ただ実際の勤務時間の総合の管理は、私どももしっかりしてまいります。

◎岡田（芳）委員 勤務時間をきちっとしてないと、政治活動の部分との区別がつきにくいし、そういう中で、中立性や公平性が疑われることにもなりかねないので、そこはよっぽど注意して、仕事をされなければならないと思います。しっかりと連携しながらやっていただかなければならないと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎塚地委員 この件に関しては御苦労が多いと思います。選挙に出るための後援会看板を今もなお貼り続けているんです。それで、一方では政治的中立性を保った仕事をしていると言われても、やっぱり県民の目から見たときに、それはどう判断できるかは、もうここではお答えは要らないんですけど、やっぱり、そこは明確に、知事には認識していただかないと、どう払拭しようとこちらが努力をされたとしても、それは払拭はなかなか難しいですよということを、多くの県民が思っていることだけ、この場ではお伝えしておきたいと思います。後援会看板を掲げ続けていることについて、知事はそこまで言うことはできませんとおっしゃったようなんですけれども、そこはやっぱり、中立性を保つということ

おっしゃるなら、明確な対応が必要じゃないか。あなたにはお答えができないと思いますが、知事にはそういう意見はお伝えいただきたいなと思います。

◎浜口委員 指針を示していただいて、これを読む限り、やっぱり公平性と中立性は、特定の候補者を応援した段階で得られるものじゃないというか、矛盾のあるようなことを書かれているので、これ、誰のためにもなってない気がするんですけども。公務員等の地位利用による選挙運動の禁止は適用されるということは、もうそもそも選挙運動ができないのか、こういう場合はやってもよし、こういう場合は駄目ですということを、はっきり示していかないと、結局、先ほどから言われていることが、解釈の範囲を出ないんじゃないかなと思うんですけども。やらすならやらす、やらさんならやらさんというか、法律にのっとってきちっとしていったほうが、県民もはっきりするんじゃないかなと思うんですけども、そこは、含みを持たせたほうがいいのかと考えているのか。どういうことで、この指針が今回出されたのか教えていただけますか。

◎寺村参事兼秘書課長 まず、法的なお話ですと、こちらの1にも書いておりますとおり、一般の職員につきましては政治的な行為は制限をされますが、特別職に関して制限をされるのが、地位利用による選挙運動の禁止です。言い換えれば、地位利用をしなければ、選挙運動は法律的には規制されていないと。ただ、その中で、されていないんだけど、やはり現在、地方公務員として勤めていらっしゃいますので、その場合には節度を持って対応することとして、今回の指針を設けたものです。

◎浜口委員 地位利用は、どういう状態を示すんですか。

◎寺村参事兼秘書課長 地位利用とは公職選挙法の136条にあります。補助金、交付金等の交付、融資のあっせんなど、その他の職務権限を有する公務員が、その権限に基づく影響力を利用して、相手方に選挙運動を働きかける行為をいいます。

◎浜口委員 となると、幅広い仕事を参与としてされていることは、影響力も当然あるんでしょうし、そこが引っかかるおそれもあって、公平性を担保するのは、普通に考えてなかなか厳しいんじゃないかなと思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

◎寺村参事兼秘書課長 御意見なんですけれども、まず、先ほど言いました地位利用とは具体的に補助金等の職務権限を持ったものが、その権限下の影響にあるものに対して、何らかの働きかけを行うことと、判例や解釈本の中にも出ております。

翻って参与の業務内容を言いますと、参与はどちらかといえば、企業に行って寄附をもらったり、また県行政に協力をしていただいたりということで、県行政の中で、何ら決裁権限等を与えられているものではありません。

そうした中で、一般的な法律的な解釈でいけば、例えば、直接参与が政治活動を行ったとした場合に、それは、それぞれの個々の内容によるとは思うんですけども、そういつ

た地位利用に当たるものという考え方はない、それに沿わないのではないかと一般的に考えております。

◎**浜口委員** そうしましたら、特定の候補者を選挙のときに応援することは、全く県民に対して公平性に欠けるものではないということの、もう本当にはっきりした理解でよろしいですか。

◎**寺村参事兼秘書課長** 法律上は制限をされるものではないんですけども、ただ、そういった公平性・中立性のために奉仕すべき地位にありますことから、そういった活動は節度を持って対応するようという事で、今回指針を設けたものです。

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

〈広報広聴課〉

◎**金岡委員長** 次に、広報広聴課を行います。

(執行部の説明)

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（芳）委員** 一つは、新聞広報に関する業務の予算が半減ぐらいしているんですけども、その理由をお願いします。

◎**松本広報広聴課長** 新聞広報に関する業務は、言われるとおり半減となっております。しっかりと新聞を活用した広報は行っているところなんですけれども、課全体の予算のバランスを考えたときに、どうしてもここに割く予算が少なくなってしまったのが現状となっております。

◎**岡田（芳）委員** その上の広報紙に関する業務なんですけれども、説明の中でSNSの活用ということもあったと思いますけれども、この位置づけといいますか取組は、具体的にはどんな活動をされるんですか。

◎**松本広報広聴課長** まず広報紙に関する業務といいますと、主には「さんSUN高知」において県の情報をお届けするものになっております。こちらはやはり紙媒体で見ただけの方が県内にもたくさんいらっしゃいますので、各世帯にお届けをするということで、紙での配布を行っております。

委員がおっしゃいましたSNSの活用で言いますと、その他広報活動に入ってきているんですけども、Xやユーチューブを活用し、SNSと紙媒体両方のよさを生かす形で、両面で取り組んでいるところです。

◎**塚地委員** 県のホームページのことでお聞きしときたいがですけど、いろんな計画とかでパブリックコメントが取られてますよね。それで、パブリックコメントは結構な本数だと思うんですけど、そのパブリックコメントに行き着くのがすごい困難で行き着かなかったとか、知らない間にもう済んでいたとかみたいなパターンが結構あって、本来、聞き取

るべき声が届いていないんじゃないかなとも思ったりするんです。

今こういうパブリックコメントをやってます、県として県民の皆さんの声をお聞きしますという、そういうのが、結構分かりやすく整理されてアップされると、そこから飛んでいけるようにしてもらおうと、すごくいいかなというのがあって、結構、入っていないと出てこないみたいなのもあったりするので、そこは御検討いただけたらうれしいかなと思うんですけど。

◎松本広報広聴課長 御意見ありがとうございます。昨年度もパブリックコメントは25件実施をしております。そのような中で、確かに皆さんが届かないという御不便があるということでしたら、また、ホームページの改修といいますか、もっと見やすい、トップのほうに出てくるようにできないか検討をしていきたいと考えます。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

〈デジタル政策課〉

◎金岡委員長 次に、デジタル政策課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を次行います。

◎塚地委員 最後に御説明をいただいたセキュリティクラウドの環境整備で、この予算に対する国庫補助は、ここに費用負担割合で出ているので、県の負担分はどれぐらいになるのでしょうか。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長 資料の米印の3にありますように、計上額のうち、約1.1億円は国の補助金を活用する予定になっておりますので、そこから県の負担で言いますと7億円余りですが、この導入費用につきましては、後に市町村からも負担金を、後年度、来年度以降もらうように予定をしておりますので、一旦は県で全て立替え払いというか、構築は県でして、後に市町村から各年度割で分担金はもらうように予定をしております。

◎塚地委員 市町村は、結構その負担分の負担が大き過ぎるのが地方財政に対する影響としてすごく大きいことがあって、それに対して、国への県としての要望とか、国として、何とかそこは市町村に負担がかからないようにならないのかとかいう要望はされていないのでしょうか。

されてなかったら、これちゃんと声を上げてあげないと、今の市町村の財政状況の中で、新たなこの負担はなかなか耐えられませんよという声も聞こえているので、状況を聞いていただいて、対応していただけたらなと思うんですけど。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長 御意見いただきましたように、県の負担は大変大きくなっておりますので、また要望等につきましても、検討してまいりた

いと考えております。

◎塚地委員 とりわけ今後、市町村が新たに負担を負担せないかんとところが結構厳しいよという声もあるので、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

◎坂本委員 御説明の中で、スマートフォンの活用のサポーター養成事業だとか、あるいは活用促進事業の委託費をこれからも進めていきますみたいな話でしたが、これまでも、これに取り組んできたと思うんですよ。どれだけ県内で、この取組で成果が上がっているのか教えてください。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長 スマートフォン活用のサポーターにつきましては、令和5年度から講座を行っておりまして、県下全体では100名を超えるサポーターを養成できております。ただ、サポーター養成の方自体は、スマホの教室を開けるような資格ということで、結構ハードルが高い資格取得になっておりましたので、なかなかその講座を受けてから、実際、高齢者にスマホ教室を開催してというところまで至らないところが課題としてありました。

そのため、現在はスマートフォン活用サポーターのライトというところで、少し住民の皆さんが、あったかふれあいセンター等で、高齢者の方がよく来られる施設で、簡単に高齢者のスマホ、どうやって使ったらいいか質問に答えられるような資格養成を、今進めているところです。そんな形で、身近な利用する施設で、高齢者の方がすぐ聞けて、教われるというところを、今重点的に進めております。

また、それだけではなくて、先ほど少し高校生の話もしましたが、例えば、大方高校とか地元の高校生が、スマホ教室を開催することによって、そしたら、高齢者の方も地域の若者と交流できるというところで参加者が増えるとか、そんなこともあります。また、高校生は地元の郷土愛も醸成できるところも、お互いがプラスの効果がある取組も、今広げていってますので、今年度につきましては、嶺北等の地域でもそういう教室を広げて、できるだけいろんな方がスマホの活用ができるようにしていきたいと考えております。

◎坂本委員 それと、ここの取組になるのか分からないんですけども、よく災害時の通信手段の問題として、スターリンクの活用が言われてますけれども、災害時、災害対応だけじゃなくて、やっぱりスターリンクを自治体としてどういうふうに活用、導入していくのか、その辺についての議論は、こちらでされているんでしょうか。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長 災害時のスターリンクでは、直接はないんですけども、今、まだブロードバンドの回線整備が、インターネット回線ができてない地域がありまして、そちらにつきましては、デジタル政策課で整備補助を進めております。

その中で例えば、光ファイバーを引く経費が多めで、なかなか引けない地域におきましては、通信衛星と直接通信をすることで、インターネットが見れるという機器の導入の補

助も行っておりますので、そちらについては、希望世帯については、昨年度から予算を構えて、活用を促進しているところです。なので、月額の利用料は個人の負担になるんですが、導入費用につきましては、全額県費で対応できるそんな仕組みを今進めております。

◎坂本委員　そういう意味でいうと、スターリンクで通信手段を確保することについては、まだ県としては、支援策も含めて行われてないという理解でいいんでしょうか。

◎入交デジタル政策課課長補佐　災害時の通信手段の確保は、危機管理部が所管をしております。スターリンクも各支部に配布していたかと記憶しております。

◎坂本委員　さっき言うたのは、災害時のことはそうかもしれんけれども、災害時だけでなく、いわゆる、どんなことがあるか分からない状況の中で、どうやって通信手段を確保するかという一つの方法として、スターリンクもあるのではないかと。それを県全体のデジタル化推進計画の中で、スターリンクを位置づけたりとか、そういったことはしてないのですかということで、災害時対応は別にして、聞いてます。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長　先ほど言いました、衛星通信の分はスターリンクになります。

◎坂本委員　そう言うてもらったら。分かりました。

◎岡田（芳）委員　デジタル化を支える人材の育成です。ここについて、どういうところに重点を置いて取り組んでいかれるのか。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長　昨年、本県は、委託事業で市町村の伴走支援を行ってまいりました。その中で、市町村の職員からいただいた声では、やはり直接市町村が行っている業務に対して専門員、令和8年度からいうと専門員じゃないんですけど、委託の人材派遣された方が、直接、市町村の業務と一緒に職員と考えてもらって、どのような業務改善ができるのかみたいなところで足並みをそろえてやっていった。また、その支援員が各市町村それぞれの横展開といいますか、いろんな市町村の取組を共有してもらったということで、一部窓口の申請の様式を、例えば、越知町の取組を違う市町村が取り入れたとか、そんなところも、実際、効果としては出てまして、非常に市町村の職員からは好評な声をいただいております。

ただ、先ほども少し申し上げましたように、継続性が難点ですので、そこら辺を直接、任期付職員として雇っていくことで継続的に、また、10人という幅広い人数を将来目指していますので、これまでは5,000人規模だったんですけども、県下の全ての市町村でそういう取組を、専門支援員によって伴走支援で様々な地域の業務の改善、業務フローの見直しから、実際どんなところまでデジタル化ができるのかみたいなところを寄り添って相談できる、また一緒に作業をしていく、そんなところを専門支援による業務として考えております。

◎岡田（芳）委員　なかなかそこは大事なところだと思うので、やっぱりデジタル人材の

不足はずっと言われてきている中で、市町村も人材確保は大変だと思うし、人材育成にも努力をされていると思うんですけども。県がやっぱり、しっかりとサポート、伴走して一緒に取り組んでいくことがなければ、なかなか進まないんじゃないかなとも思いますので、そこはしっかり支援をしていただきたいという、要望をしておきます。

それと併せて、今説明の中で、ネット環境がまだ十分整ってない部分はスターリンクで対応という話だったんですけども、これは、光回線を全域で網羅していく形で進めていくという方針は変わりはないということですか。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長 御質問いただきましたように、基本的には光回線、光ファイバーで全世帯を目指したいと思うんですが、なかなかそこは難しいところはスターリンクも活用してということで、2つの方法で進めてまいりたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 そこは市町村との関係でも、意思疎通というか、共有しながら、そういう対策をしていくということですか。

◎植田副部長兼デジタル化推進監兼デジタル政策課長 ワーキンググループもつくってありまして、市町村と、もちろん相手方の対象となる世帯の方にもヒアリングを行って、どちらを希望されるかの意向調査を終えておりますので、その中で今までは本当に光ファイバー1択だったのが、こういう選択肢も増えましたよ、こんなことでどうですかということで、希望を確認した上で、整備を進めております。

◎岡田（芳）委員 どこに住んでいても、そういう情報過疎にならないように、情報が届くような取組は必要だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、デジタル政策課を終わります。

〈中山間地域対策課〉

◎金岡委員長 次に、中山間地域対策課を行います。

（執行部の説明）

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 一つは、中山間地域再興ビジョンの関係で、10年後に目指す姿の中間的にこの5年目の集落調査が委託料であるわけですね。そこで、やっぱり前回、5年前、令和3年のときが、いわゆる10年に1度の大規模だったわけですね。今回、5年後にやろうとしてるのは、前の小規模に戻すんですか。

◎後藤中山間地域対策課長 今回、今年度実施するものが集落データ調査で、御指摘のとおり小規模といいますか、基礎的なデータを基にした調査の実施を想定しております。

◎坂本委員 そしたら、逆に言うと、10年後に向けて、もう目指す姿がどうなっているかを描くのに、その中間の調査がそういうデータ調査にとどまると、なかなか残り5年間で

どういう姿を目指そうかというのが、見えてこないんじゃないかなという心配もするんですけど、その辺はどうなのでしょう。

◎後藤中山間地域対策課長 あくまで、基礎的なデータ調査になりますけれども、まずは、そのデータ調査を活用いたしまして、最新の集落の状況を把握して、何らか今後の施策を検討する際の基礎データとして使える方法を考えていきたいと考えております。

◎坂本委員 せっかくやるわけですから、データ調査であっても、やっぱり今言われたように後へどうつなげていくかが必要かと思えますし、それともう一つは、実は、県は危機管理部で、中山間地域事前復興まちづくり計画の策定指針を昨年度3月に全国で初めてつくったんですよね。それは、まさに中山間地の今の在りようと災害後にどういうふうに見据えてという計画になっていくんですけれども、そういった意味では、せっかくのこのデータ調査ではありますけれども、この中山間地域の事前復興まちづくり計画の策定指針とうまくリンクさせて、その策定指針にも生かせるような調査にされたらどうかなと思えますけれども、そんなところは、今の段階ではなかなか念頭には、どうなのでしょう。

◎後藤中山間地域対策課長 まず、集落データ調査につきましては、5年ごとに実施しているもので、それぞれ調査項目についても5年前と合わせる形で、推移が見れるようにですとか、そういった形での調査を予定しておりましたけれども。今、坂本委員からもお話ありました、どのような調査、具体的な項目を設定して、調査委託を出すかは、これから詰めていくところもありますので、どういったことができるかは研究したいと思います。

◎金岡委員長 私から、一つだけ要望しておきたいと思えます。特定地域づくり事業協同組合ですが、これについては、複数の市町村が一つにしてやることも考えられるんですが、ところが、手数料が一つにしたら一つなんです。例えば、4町村集まっても一つなんです。ですから、それについては少し何らかの支援をしていただくか、あるいは国に、そこを変えてくれという要望をしてほしいと思えますので、よろしくお願いします。

以上で、質疑を終わります。

以上で、中山間地域対策課を終わります。

〈移住促進課〉

◎金岡委員長 次に、移住促進課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、移住促進課を終わります。

昼食のためここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時54分～12時57分)

◎金岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈交通運輸政策課〉

◎金岡委員長 次に、交通運輸政策課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 最後に御説明いただいた8ページの将来ネットワークの方向性が調査結果で出されていて、今後の検討は、伊野から南国までは取りあえず電車は残しますよという御説明に聞こえたので、これを基本に議論が進んでいくという解釈でいいのか。

◎山本交通運輸政策課長 調査結果の内容としては、まず長期的な姿として、路面電車については現在の姿、全区間を存続することが優位という調査結果になっておりますので、基本的にはこの方向で、今後検討していくと。併せて、バス路線とかの見直しも並行して検討していくことになります。

◎畠中副委員長 トラック物流の効率化支援事業なんですけれども、去年は作業効率化支援とかあったと思うんですけど、予算自体も全体で半分ぐらいになっていますし、これは今年度、やっていただける予定はないんですか。

◎山本交通運輸政策課長 昨年度、委員がおっしゃったように効率化の支援で、物流、トラック以外の補助、フォークリフトとか、そういった支援もさせていただいたところですけど、今年度は、トラックの減少が進んでいる状況もありましたので、業者のお話も聞きながら、今回トラックに絞った形で、今年度は支援をすることにしております。

◎畠中副委員長 トラック事業者の皆さんともぜひヒアリングとか重ねていただいて、事業者が、ぜひ使いたいと思える補助をつくっていただきたいと思いますので、そういった声もありますので、また、今年度はもうあれですけど、また来年度から、もしできればお願いしたいと思います。

◎藤田交通運輸政策課企画監(航空・物流担当) トラック協会ははじめ、皆さんともお話しする機会がありまして、そういったお声もお伺いをすることがありますので、また皆さんにもお声も聞きながらいろいろ検討していきたいと思います。

◎坂本委員 過去の経過とかが分かればあれなんですけれども、バス停・電停の待合環境の改善で予算化されていますけれども、その導入例として上屋の設置があつて、かつて、土電があれを全部廃止していったわけですね。バス停の屋根を撤去していった経緯があると思うんですけども、それを今、全部なのか、どれぐらいになるか分かりませんけれども、定額で補助していくのは、過去の経過との関係はないですか。

当時で言うたら県交通かもしれませんけれども、今はとさでん交通ですよ。だから、

今、結局どこのバス停も、屋根がなくなってますよね。だから、上屋を設置しようとしているんだと思うんですけども、あれを撤去していった経過は何だったんですか。

◎山本交通運輸政策課長 その経過については、今把握できておりませんので、また確認をしたいと思うんですけども。今回整備する部分については、とさでんの部分でいきますと、電停の上屋を、まず、何か所か設置をします。箇所によっては屋根がない状態で、特に夏場とか遮熱で非常に大変ということもあって、電停の上屋を設置することと、あとバス停については、高陵交通の部分で一定の利用者がいる区間で、そういったニーズがある部分について屋根を設置する取組になります。

◎坂本委員 そしたら、ここに書いてあるバス停・電停の環境改善は、バス停については、いわゆるとさでん交通のバス停は設置しないということなわけですか。

◎山本交通運輸政策課長 高陵交通のバスで、とさでんは入っておりません。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部の業務概要を終わります。

《総務部》

◎金岡委員長 次に、総務部の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(部長以下幹部職員自己紹介)

◎金岡委員長 それでは最初に、部長の総括説明を受けることにいたします。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎金岡委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

〈財政課〉

◎金岡委員長 最初に、財政課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎浜口委員 財政調整基金の残高等の説明がありましたけれども、単年度で見たら、これぐらいの余裕がありますという感じなんですけど、この人口減が続いていって、税収が下がってきて、それを地方交付税で補填をされていったとしても、この先5年10年と見たときには、財政的にはどういうシミュレーションというか、何とかそれに伴ってやりくりしていけるような感じと認識していいのか。もう少し、厳しい見方をしたほうがいいのかは、総務省からこられてる立場も踏まえ、ちょっと教えていただければと思います。

◎生田財政課長 中長期の財政のシミュレーションといたしますか、委員から御指摘のあり

ました基金の残高ですとか、県債の中長期のシミュレーションは、毎年9月に財政課からお示しをしております。昨年9月の中長期の見通しによりますと、基金は、令和10年度までは、なだらかに減少していくものの、今県で予定している大規模事業ですとか、今後の人件費の伸び、税収等を踏まえると、令和10年度からは、基金の残高は、ほぼほぼ一定で保ち続けられるシミュレーションとなっております。

また、県債は、国土強靱化の中長期の実施計画に基づきまして、こちらも令和12年度までは、起債額は上昇を続けるだろうというところですが、こちら国の交付税措置がかなり有利というところもありますし、また中期計画が終われば、そこら辺の県債の借入れも落ちついてくると見込んでおりますので、そのようなシミュレーションになっております。

ただ、委員御指摘のとおり、人口減少、そして税収の増加が地方財政の伸びよりは少ないことを踏まえて、そのバランスをとりながら、令和9年度の当初予算の編成に向けて、しっかり頑張っていきたいと考えております。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈法務文書課〉

◎金岡委員長 次に、法務文書課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、法務文書課を終わります。

〈行政管理課〉

◎金岡委員長 次に、行政管理課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 働き方改革の関係で、今言われた短時間勤務職員の配置の関係ですが、その10名を時間外の多い職場に配置したということなんですけれども、どこの職場に配置して、その職場は時間外手当が前年度からどれぐらいだったのかを、後で構いませんが、表でいただけたらありがたいですのでよろしくお願いします。

それと、もう一つが、時間外手当の割増率を125%から150%に引上げる関係ですが、これはもう4月1日から実施されているとして、時間外の手当、予算額そのものは増やさないということで、ただ、それが心配されることでして、1年間実績を積んでいく中で、手当額の予算に達するとか、あるいはそれをオーバーしそうになったときに、いわゆ

る時間外をやらざるを得ない、あるいはやっているにもかかわらずとかいう事態が起きないように、どんな配慮がされていくのか。

◎中村行政管理課長 時間外をやったにもかかわらずつけないというような、そのような状況になってはいけないと思っております。まず、時間外を減らしていくための具体例をワーク・ライフバランス社などから、全国の知見を共有していただきまして、それをしっかりと公開していくところもありますし、先ほど短時間勤務の職員の配置、これは増員という形で配置をしておりますので、そういう形でマンパワーの拡充というところもあります。あとは、今回の働き方改革につきましては、幹部職員、管理職等も含めまして、全員で時間外の縮減について考えていこうという取組にしておりますので、そういう形で、全職員で知恵を出しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

◎坂本委員 時間外の問題は、これまでも県庁内で総力を挙げて縮減していこうと取り組んでこれらゆわけですから、ぜひ、そういった方向をお願いしたいと思うんですけれども。さっき言われた、ワーク・ライフバランス社がお持ちの全国の知見を県庁内で共有しながら、それを横展開するのか、そういった形でいかれると思うんですけれども、その情報は、一般に共有できるものでしょうか。あるいはワーク・ライフバランス社との関係で、県庁内だけでとどめておくものか。

◎中村行政管理課長 ワーク・ライフバランス社とは、令和7年度から協定を結びまして取組を進めておりまして、昨年度につきましては、3月に事例共有会という形で、各モデル職場が取り組んだ内容につきまして、一般にも公開して会を開いておりますので、そういう意味で、行政管理課のホームページなどでも、しっかりとPRしてまいりたいと考えております。

◎坂本委員 午前中の総合企画部でも言われていたように、民間でも男性優先の働き方を変えていこうとしているわけですから、できたら民間でもそういう情報を共有しながら、時間外を縮減していく方向につながればいいと思いますので、ぜひまた、それはホームページで情報共有していただきたいと思います。

◎金岡委員長 先ほど坂本委員から資料の請求がありましたけれども、個別に個人でやるんだったら、この委員会ではやらないほうがいいと思うんですが、ここの委員会で要求されましたので、この委員会に提出をお願いいたします。

◎塚地委員 先ほどの働き方改革の3ページの一番下の段の取組2で、フレックスタイム制の導入を今年度から始めて、来年度、全職員向けと書かれているんですけど、相当、配置も含めて複雑化することが想定をされていて、今年度もう既に、この育児、介護休業中の職員で実施されている配置が、どういう状況か教えていただきたい。

◎中村行政管理課長 今把握は、まだ照会ができておりませんが、令和6年のアンケートで、こういうフレックスのことについて質問したときに、7割の職員が賛成でして、

利用したいという回答が4割ありましたので、ニーズの面ではあるのかなという認識です。

◎塚地委員 確かに、時間に融通が利くのは、働き方としては導入がされたらいいのかなと思うんですけども、ただ、職場全体の機能としてそれをどう保っていくかになると、相当やっぱり人員配置で余裕がないといけないですし、時間のすり合わせといった課題も結構あります。この1年の状況をしっかり見定めて、全体にいろんなことを広げるときは、私は一番、職場に余裕がないとなかなかできないよなというのはあって、管理職の方も相当煩雑な実務になるだろうなというところで、理想ではあるけれども、現実どうかというところでは、相当今年度の取組を注視していかないといけないなと思います。また、状況をぜひ御報告もいただいて、改善点を教えていただきたいなと思います。働きやすい職場にするのはもう前提だと思いますけど、よろしくお願いします。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈人事課〉

◎金岡委員長 次に、人事課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎浜口委員 派遣のお話がありまして、国とか民間に職員の方が出られているとのことなんですけど、戻ってこられたときの人事異動といいますか、そういったことを考慮されているのか、その辺り教えていただけますか。

◎安藤人事課長 2つパターンがありまして、1つは、先ほど言いましたように働き方を学ぶという点で、国や他県等行かれたとこと、全く関係のない部署に配置するパターンもありますし、国において、例えば、危機管理を学んでこられた方をそのまま危機管理の部署に配置するパターンもあります。それぞれ、御本人の希望ですとか、それまでの経歴等も踏まえて、人事課で検討して配置をしております。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈職員厚生課〉

◎金岡委員長 次に、職員厚生課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 メンタルヘルス不調者の現状です。長期病休者、年々の推移でいくとどんな状況でしょうか。

◎黒岩職員厚生課長 昨年度、30日以上のお暇をとった長期病休者につきましては、137名となっています。そのうちメンタル疾患で休んだのが99名となっています。令和6年度

につきましては、長期病休者が124名、そのうちメンタル疾患が92名となっています。

◎坂本委員 直近で御報告いただいたわけですが、例えば、この間の5年ぐらいの推移ではどうでしょう。

◎黒岩職員厚生課長 5年ぐらいの推移では、やはり徐々に増えてきている状況になります。メンタル不調者についても、この2、3年で数名ずつ増えておりますし、その前には、10名ぐらい増えたりという年もあります。

◎坂本委員 その要因とかについては分析されていると思うんですが、そういったことと、長時間労働との関係とかはどんな感じでしょうか。

◎家保職員健康推進監 2つの要因がありまして、1つは年齢の高い層で異動とか新たな業務に変わられた方がやはり不調になるパターン。それからもう1つは、採用間近な方という2つのパターンがあります。

1つはコロナの後にかなり急激に増えてきてますので、コミュニケーションのありようが、従来と大分変わってきた部分があるかなと思います。お話を聞いておりますと、若い職員などは周りになかなか質問しづらいと。忙しそうにしているのもということで、負のスパイラルに入ってしまったとお休みになるというのがありますので、そういう意味で、自分の状態はどうか、周りに聞きやすいような環境整備に今後取り組んでいかないといけないかなと思います。要因としては、先ほど言った2点になります。

◎金岡委員長 私から1つ伺いしておきます。職員住宅の管理ですが、一元管理という話がいつとき出とったんですよね。要するに県外の住宅の管理は、それぞれの所管課になっていた気がするんですが、それについてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

◎黒岩職員厚生課長 県外の住宅については、それぞれの所管課が管理をしております。大阪事務所が職員住宅を持っております、そこは所管部局で管理をしております。東京につきましては、住宅の借り上げにより対応をしておりますので、住宅自体を管理しているわけではないと思います。

◎金岡委員長 一元管理をすべきではないかという議論がされていたと思うんですが、それはもうないんですか。

◎黒岩職員厚生課長 職員住宅として、県内の住宅については、知事部局で所管している住宅は、私どもで管理をしています。現在のところ、個別に持っているところはそれぞれが管理をしている状況になります。

◎金岡委員長 どちらがいいかは分かりませんが、もう少し整理をされたほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

〈税務課〉

◎金岡委員長 次に、税務課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎金岡委員長 次に、市町村振興課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈管財課〉

◎金岡委員長 次に、管財課を行います。

(執行部の説明)

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 県有自動車の集中管理に関する業務が500万円ほど増額になっていますけれども、これはやっぱりガソリン代の高騰とかそういった影響なんでしょうか。

◎山口管財課長 集中管理公用車につきましては、昨年度まで管財課が管理しておりました公用車が33台でしたけれども、所属で管理しておりました公用車のうち、稼働率が80%未満の公用車につきましては、管財課で一元管理をすることになりました。それが33台増えまして計66台分ということで、それに関する点検費用ですとか、そういった費用が増えているところです。

◎坂本委員 そしたら、特に管財課の所管の中ではそういった県有車の燃料費だとか、あるいはさっきお話があった光熱水費の分で、今の高騰分が影響を及ぼしているとかいうことは、この予算の中では、形になっていないということですか。

◎山口管財課長 予算の段階では、そこの辺りは考慮に、入れておりません。

◎坂本委員 そしたら、県全体の予算の中でいくと、どこに反映しているんですか。

◎片岡総務部副部長 総務部が予算編成前に単価表で、参考にその時点時点の燃料単価をお示ししております。そういったものを踏まえて、全庁各部局が積み上げて積算をしているところです。そこで最新の単価が設定されています。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

以上で、総務部の業務概要を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時から教育委員会の業務概要の聴取を行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(14時45分閉会)